

別表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に記載します。
- 2 「当期利益又は当期欠損の額1」の欄は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期欠損の額（当期利益の額又は当期欠損の額のうち前事業年度から繰り越された利益の額又は欠損の額を含むときは、前事業年度から繰り越された利益の額又は欠損の額を控除した金額）を記載します。
- 3 「当期利益又は当期欠損の額1」の「社外流出③」の「配当」の欄は、当該事業年度にその支払に係る効力が生ずる令第9条第8号（利益積立金額）に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額及び当該事業年度に生じた同条第12号から第14号までに掲げる金額の合計額を記載します。
- 4 「加算」の空欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 法人が費用又は損失として経理した金額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び法人が収益として経理しなかった金額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します（(2)から(7)までに該当する場合を除きます。）。
 - (2) 措置法第57条の7第1項（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理（法第72条第1項第1号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間（通算子法人にあっては、同条第5項第1号に規定する期間）に係る決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下4において同じです。）の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を記載します。
 - (3) 措置法第57条の7の2第1項（中部国際空港整備準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を記載します。
 - (4) 措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を記載します。
 - (5) 措置法第61条の3第1項（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理により減額した金額を記載します。
 - (6) 措置法第66条の13第1項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により同項の特別勘定として経理した金額を記載します。
 - (7) 震災特例法第18条の3第1項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を記載します。
- 5 「減算」の空欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び法人が収益として経理した金額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載します（(2)に該当する場合を除きます。）。
 - (2) 措置法第66条の13第5項から第11項まで又は第15項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する特別勘定の金額を取り崩した金額で法人が収益として経理したものを記載します。
- 6 法人が適格合併に該当しない合併により当該法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の11第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転

資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額38」の欄は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額を記載します。

7 「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式を取得した場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額50」の欄の記載に当

たっては、次によります。

- (1) 「留保②」の欄には、別表十(六)「23」の金額から同表「13」の金額を減算した金額を記載します。
- (2) 「社外流出③」の欄には、別表十(六)「22」の金額から同表「12」の金額を減算した金額を記載します。